# 木曽川国有林の地域別の森林計画書

(木曽川森林計画区)

(変更)

(平成26年12月変更)

計 画 期 間 自 平成25年 4月 1日 至 平成35年 3月31日

中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画(計画期間:平成25年4月1日 ~平成35年3月31日10ヵ年計画)は、森林法第7条の2の規定に 基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計 画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関 する計画である。

今回、森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、林内路網の整備を促進し森林整備・保全の推進を図るため、林道の開設又は拡張に関する計画、及び災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林整備及び治山事業に関する計画をそれぞれ変更するものである。

この変更は、平成27年4月1日に効力を生じるものとする。

#### \_\_\_\_\_ (利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が 変更・追加箇所である。

## 目 次

П	計画事項

	-		
第	5	計画量等	
4	巿	林道の開設 <u>及び</u> 拡張に関する計画	1
5	仔	R安林整備及び治山事業に関する計画	
(	3)	実施すべき治山事業の数量	2

## Ⅱ 計画事項

## 第5 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km、面積:ha

開設/拡張	種 類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	<u>うち前半5</u> <u>年分</u>	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	中津川市	高時山(カシモ谷)	1.60 (1)	60	1		11~14
"	11	"	"	高時山支線(カシモ谷)	1. 15 (1)	92	1		15, 16
		<u>"</u>		霧 ヶ 原	1.10 (1)	<u>54</u>	1	変-①	2224, 2227
"	"	"	"	阿木	1.80 (1)	74			1047
				小計	5.65 (4)	280	<u>3</u>		
開設	自動車道	林業専用道	恵那市	阿 岳 谷	1.09 (1)	110	1		1064
"	"	"	"	ホ ー キ 谷	1.80 (2)	68	1		1080
				小計	2.89 (3)	178	2		
				計	8.54 (7)	<u>458</u>	<u>5</u>		

表一拡張 [略]

### 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施工		主な工種	備考
市町村	区域	地区数	<u>うち前半5年</u> 分		
中津川市	$1\sim 9, 21\sim 29, 30\sim 42,$ $43\sim 49, 50\sim 60, 61\sim 69,$ $100\sim 110\cdot 144\cdot 145,$ $111\sim 113\cdot 146, 114\sim 124,$ $135\sim 143, 147\sim 151,$ $152\sim 161, 169\sim 174,$ $1001\cdot 1002,$ $1026\mathcal{O}$ —部 · $1027\cdot 1028\cdot 1029$ $\mathcal{O}$ —部, $1029\mathcal{O}$ —部 · $1030\sim 1032,$ $1036\sim 1039, 1041\sim 1043\cdot 1048,$ $1044\sim 1047, 1049\sim 1051,$ $2003\sim 2010\cdot 2026\sim 2032,$ $2011\sim 2025, 2201\sim 2223,$ $2224\sim 2227\cdot 2229\sim 2242,$ $2243\sim 2259, 2260\sim 2269$	46	<u>46</u>	渓間工、山腹工、本数調整伐	
恵 那 市	$\frac{1052\sim1060, 1061\sim1064\cdot1071,}{1065\sim1070,}$ $\frac{1075\sim1077\cdot1078の一部,}{1078の一部\cdot1079\sim1081,}$ $\frac{1072\sim1074\cdot1082\sim1086,}{1099\sim1110, 1111}$	7	7	渓間工、山腹工、本数調整伐	
計		<u>53</u>	<u>53</u>		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域(単位流域) に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所(森林整備を除く。)に関係する林班数を計上。